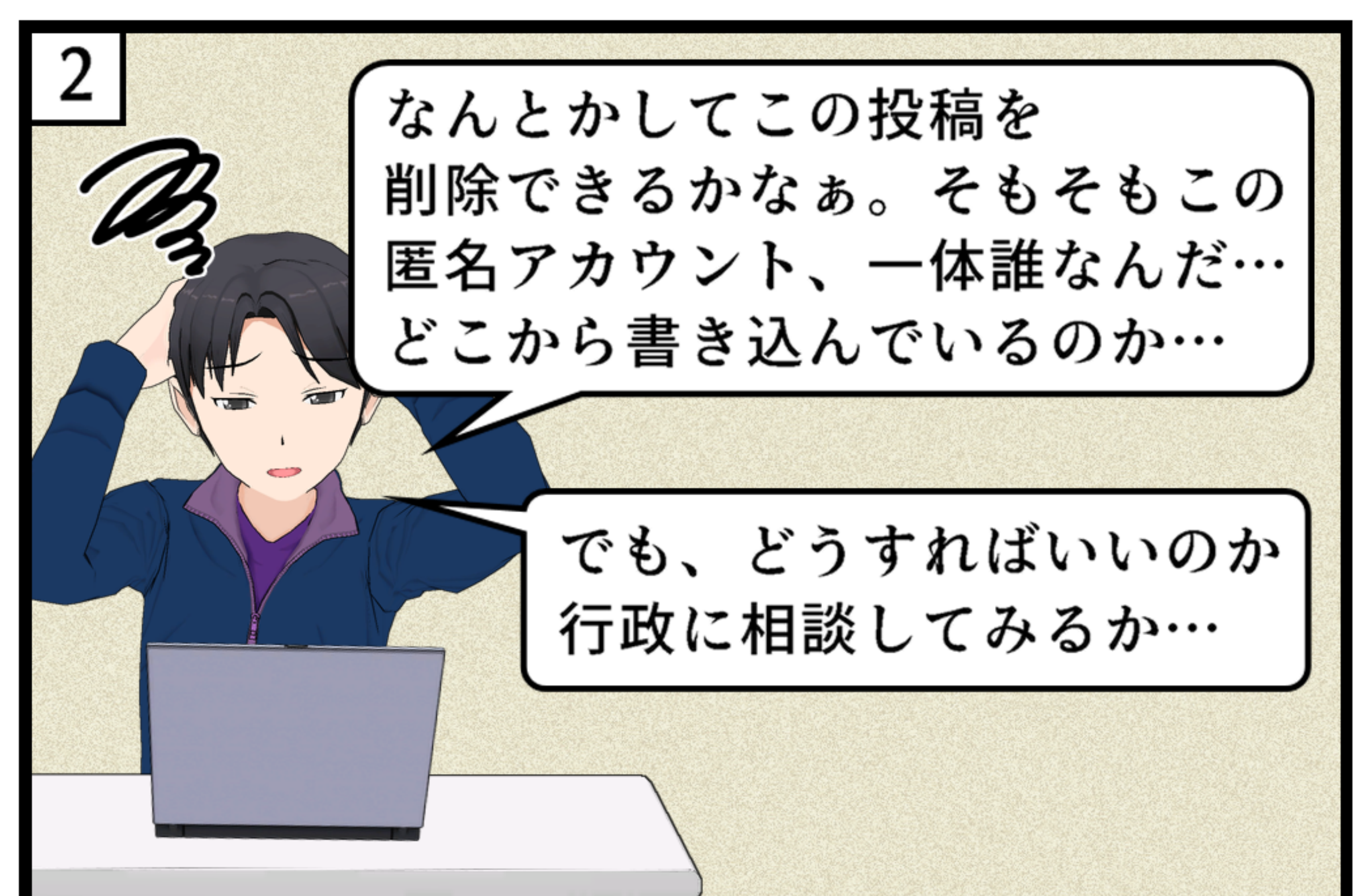
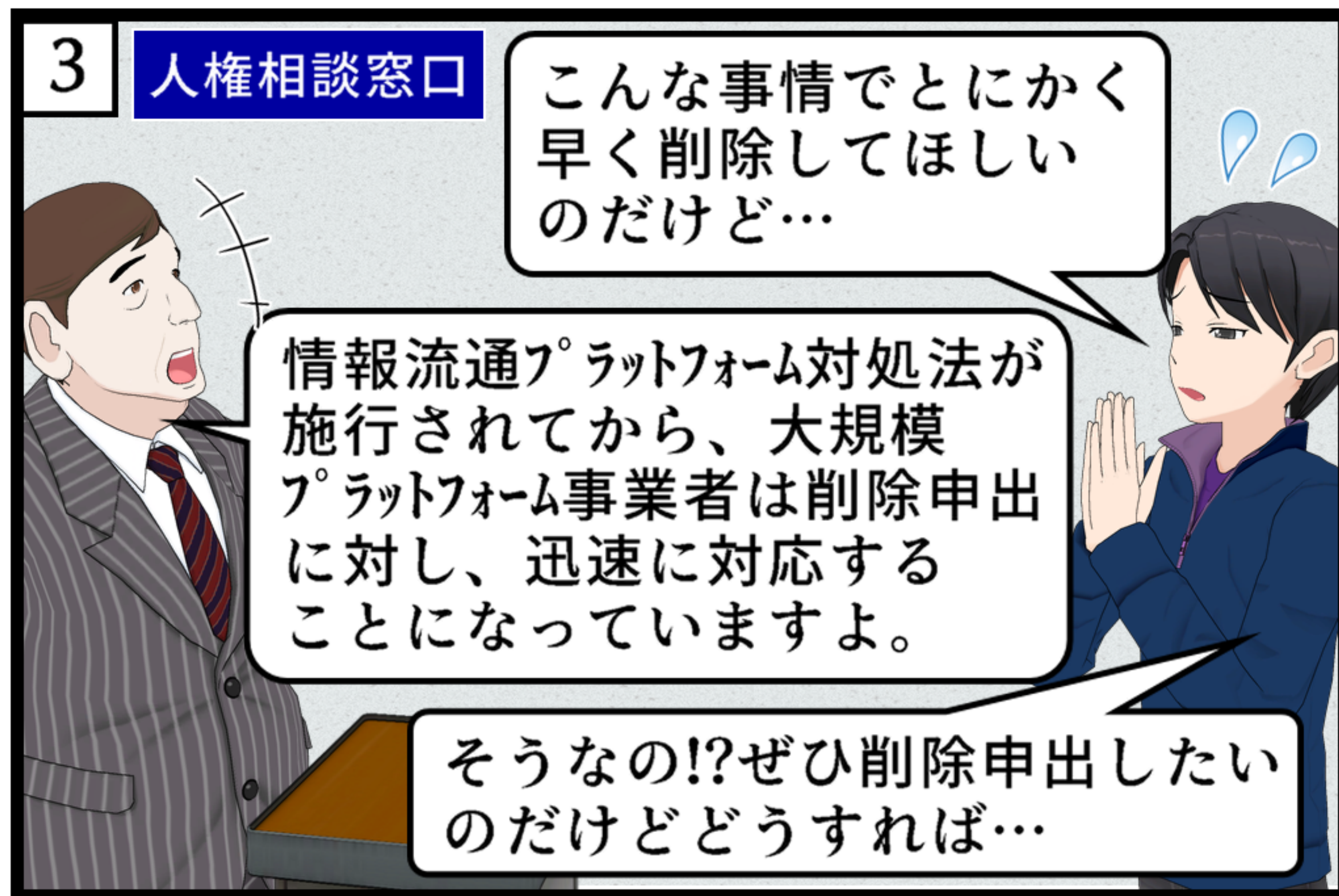


「情報流通プラットフォーム対処法」が施行されました。



5 「情報流通プラットフォーム対処法」について

誹謗中傷等のインターネット上の権利侵害情報に対処するため、令和7年4月1日に情報流通プラットフォーム対処法が施行され、大規模プラットフォーム事業者に対して、被害者からの削除申出に対する対応の迅速化や、運用状況の透明化が義務付けられました。

※情報流通プラットフォーム対処法に関する情報は総務省のHPをご確認ください。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai.html



①対応の迅速化

- ▶削除申出窓口・手続の整備・公表
- ▶削除申出への対応体制の整備（十分な知識経験を有する者の選任等）
- ▶削除申出に対する判断・通知（原則、7日以内）

②運用状況の透明化

- ▶削除基準の策定・公表（運用状況の公表を含む）
- ▶削除した場合、発信者への通知